汨

価

福岡県公報

令和6年1月16日 第 463 号

目 次

告 示 (第11号 - 第14号)

○堤防と道路との兼用工作物の管埋	(河川管埋課)]
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2

○土壌汚染対策法に基づく男	P.措置区域の指定の全部の解除	(環境保全課)	2
公 告			
○県営住宅敷地内放置車両に	[係る公示	(県営住宅課)	2
○開発行為に関する工事の完	三了	(都市計画課)	3
○国土調査の成果の認証	(農)	山漁村振興課)	3
○国土調査の成果の認証	(農)	山漁村振興課)	3

告 示

福岡県告示第11号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。

令和6年1月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

 河川の名称 城井川水系城井川

2 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

3 河川管理施設の位置

築上郡築上町大字伝法寺130番1地先から築上郡築上町大字本庄3004番3地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 道路管理者 築上町

住所 築上郡築上町大字椎田891番地2

代表者の氏名 築上町長 新川 久三

- 5 管理の内容
- (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の もっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の 附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路面から1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間

令和6年1月16日から道路の存続する日まで

福岡県告示第12号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年1月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所 うきは市浮羽町田篭字日南片1881
- 2 指定の目的 水源の 瀬養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字日南片1881 (次の図に示す部分に限る。)

行日 每週火金曜日〒812-8577 福岡市博多区東〒810-0011 福岡市中央区高砂

福岡県 株式会

7

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図 | 及び「次のとおり | は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第13号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森 林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年1月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所 嘉麻市上字サコ谷779から783まで、字タンシウ792
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア次の森林については、主伐は、択伐による。 字サコ谷779から783まで(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、字

タンシウ792(次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図|及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第14号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により指定した要措置区 域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第4項の規 定により、当該要措置区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和6年1月16日

鉛及びその化合物

服部 誠太郎 福岡県知事

- 1 指定を解除する要措置区域 嘉麻市大隈町字町床414番1の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31 条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
- 3 指定を解除する要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置 規則別表第6の1の項の下欄に規定する汚染の除去等の措置(同表第2の項の下欄 に規定する土壌汚染の除去)

公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。 この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、 速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したもの とみなし、この公告の日から3筒月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする

令和6年1月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 放置車両の形態等

放置場所	福岡市西区壱岐団地21番 県営住宅壱岐団地21棟駐輪場横
撤去通告貼付けの日	令和5年10月6日
メーカー名	SYM
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号等	福岡市西ね4526
所有者	不明
車名	不明
塗色	灰色及び黒色
車台番号	不明
使用者	不明

2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741 福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和6年1月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 京都郡苅田町大字尾倉字佐谷ノ上3888番1並びに字壮原3891番1及び3891番6から 3891番14まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 行橋市行事七丁目24番35号 すえまつ興産株式会社 代表取締役 末松 孝一

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調 査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年1月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者 の名称	調査を行った 期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
添田町	令和元年度から 令和3年度まで	地籍図及び地籍簿	大字添田の一部	令和6年 1月4日

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調 査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年1月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者 の名称	調査を行った 期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
添田町	令和3年度から 令和4年度まで	地籍図及び地籍簿	大字庄の一部	令和6年 1月4日
福智町	令和2年度から 令和5年度まで	地籍図及び地籍簿	上野の一部(上谷 ・中谷)	令和6年 1月4日